

産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

206百万円（200百万円）

【25年度補正】3,055百万円

廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課
適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の必要性・概要

産業廃棄物の不法投棄等については、依然として、毎年新たな事案が判明しており、平成23年度末時点で約2千万トンの事案が残存している。そのうち現に生活環境保全上の支障又はそのおそれがあるものについては、都道府県等において、可能な限り早期に支障除去等を行為者等に対して実施させている。しかしながら、行為者等の資力が乏しい場合や所在が不明の場合などは、都道府県等が行政代執行により支障除去等事業を実施せざるを得ないケースが生じており、都道府県等に対して当該事業に係る費用の一部を補助する。

2. 事業計画（業務内容）

廃棄物処理法及び産廃特措法に基づき、産業廃棄物の不法投棄等事案について、都道府県等が行う支障除去等事業に対する財政支援を実施する。

3. 施策の効果

不法投棄等事案による生活環境保全上の支障等を除去する。

【参考】

25年度当初予算額	24年度からの繰越額	25年度執行予定額
200百万円	+ 3,608百万円	= 3,808百万円

産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

平成26年度予算（案）額：206百万円
平成25年度補正予算額：3,055百万円

●既に発生した不法投棄・不適正処理への対策

- 不法投棄等は行為者が生活環境保全上の支障を除去するため、原状回復を行うことが原則。
- 行為者が不明あるいは資力がない場合には、都道府県等が代執行により支障除去等事業を実施。



都道府県等の要請があれば財政支援を実施。

産廃特措法に基づく支援

(平成10年6月16日以前の不法投棄等事案が対象)

- 産廃特措法は、平成24年度まで10年間の限時法として立法措置→平成34年度まで期限を延長する改正法が平成24年8月10日に成立。
- 産廃特措法に基づき、平成25年3月31日までに環境大臣に協議し、同意を得た各都道府県等が実施する特定支障除去等事業へ支援

補助対象：都道府県、政令市
補助率：有害廃棄物1/2、その他1/3

廃棄物処理法に基づき設置した基金による支援

(平成10年6月17日以降の不法投棄等事案が対象)

- 国・都道府県等・産業界が支障除去等事業の事業費を負担(3:3:4)。
- 各都道府県等は、国・産業界が出えんする基金からの支援を受けて支障除去等事業を実施。

補助対象：産業廃棄物適正処理推進センター
補助率：定額